

議案第80号

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「同法第67条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「及び」を「並びに」に、「第14条第5項」を「第7条第3項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。